

平成 25 年 12 月 26 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市環境影響評価審査会  
会長 佐土原 聡



(仮称) みなとみらい 21 中央地区 37 街区Ⅱ期棟計画に係る  
調査審議について (答申)

平成25年12月10日環創環評第205号により諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

(仮称) みなとみらい 21 中央地区 37 街区Ⅱ期棟計画 (以下「本事業」という。) は、三菱重工業株式会社 (以下「事業者」という。) が、西区みなとみらい三丁目 3 番 (以下「計画地」という。) に、高さ約 160m (最高高さ約 165m)、延床面積約 108,000 m<sup>2</sup>、敷地面積約 20,200 m<sup>2</sup>の建築物 (業務・商業施設) を建設するものである。

計画地は、みなとみらい 21 中央地区に位置する。当該地区は「みなとみらい 21 街づくり基本協定」及び「みなとみらい 21 中央地区地区計画」(以下「上位計画」という。) で環境への配慮を含んだ街づくりの基本的な考え方が示されており、計画的な街づくりが進められている。本事業もこれら上位計画に沿った計画とし、環境への配慮を行うこととしている。

当審査会は、横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項に定める基準に照らし、環境影響を受けやすいと認められる対象または環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて審議を行った。

本事業の特性と計画地周辺の状況を踏まえ、審議した結果、本事業の実施により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとは認められないと考える。

なお、事業者は、計画段階配慮その他の手続の重要性を十分認識し、事業の実施にあたっては、横浜市環境配慮指針に基づいて行った配慮の内容を具体化し、実現に努める必要がある。

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

赤羽 弘和

池邊 このみ

岡部 とし子

○ 奥 真美

小熊 久美子

菊本 統

木下 瑞夫

工藤 信之

後藤 英司

小堀 洋美

◎ 佐土原 聡

田中 稲子

津谷 信一郎

中村 栄子

葉山 嘉一

水野 建樹

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略